

八潮市立



八幡小学校

# いじめゼロ基本方針



平成27年10月27日策定

令和7年4月改訂

# 「八潮市立八幡小学校いじめゼロ基本方針」

平成27年9月18日『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』が制定されました。前文には、条例の目的や考えが示されており、この条例を踏まえ八潮市立八幡小学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

## 八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。

子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するととても身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

## 1 条例の基本理念（第3条）

- 1 みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。
- 2 みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

## 2 いじめの定義（条例2条）

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態例（国の定めたいじめ対策による基本的な方針より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3 子どもの役割（第4条）

- 1 子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。

#### <方 針>

- いじめとは何かを理解し、いじめを行いません。
- 自分がされていやなことはしません。（八幡小「なかよし宣言」）

- 2 子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

#### <方 針>

- 相手のことを考え、優しくし、仲よくする。
- 相手を思いやります。（八幡小「なかよし宣言」）

- 3 子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。

#### <方 針>

- いじめを見たら、いじめられている子の気持ちに寄り添ったり、相談したりする。
- いじめは「ぜったいダメ」の勇気をもって行動する。

- 4 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するものとする。

#### <方 針>

- 一人で悩まずに必ず相談する。
- うまく話せないときは、手紙やメモで。

- 1 市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。  
 <方 針>  
 → 道徳を核としたいじめについての授業の充実及び公開授業の実施。  
 → ていねいな言葉遣い・あいさつ・外遊びの徹底。（八幡小「3つのキーワード」）
- 2 市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。  
 <方 針>  
 → 日記や連絡帳、生活ノート等の活用。  
 → 定期的な生活アンケート（いじめ実態調査）の実施。
- 3 市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。  
 <方 針>  
 → 相談体制の構築。（さわやか相談日の活用）  
 → 八幡小「なかよし宣言」を規範とした連携、推進。
- 4 市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるとともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。  
 <方 針>  
 → いじめを生まない土壌作り。（日々の教育活動の充実）  
 → いじめの防止等の取組や年間計画の見直し。
- 5 市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。

◎第6条第5項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等方針

○生徒指導校内委員会

- 内容 : いじめ防止等の対策のために、児童の状況の確認やいじめ防止等の取組を計画する。
- 構成メンバー : 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年の生徒指導部員及び教育心理相談主任・特別支援主任・養護教諭
- 開催頻度等 : 定例…毎月1回 臨時…必要に応じて

○校内いじめ対策委員会（条例第10条第1項第3号）

- 内容（重大事態が発生した際、即座に対応する。）
- 構成メンバー : 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任  
 該当担任
- 開催頻度 : いじめ発生・疑いがある時、保護者の訴え、いじめによる長期欠席発生時等、必要に応じて

○職員会議での情報交換及び共通理解

- 内容（いじめ防止研修・事例研修等）
- 開催頻度（夏季休業中・その他必要に応じて）

#### 4 市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策（第10条）

##### （1）いじめの未然防止のための取組

###### （いじめの未然防止）

- 1 子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 2 子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
- 3 いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、校内委員会を設置する。

###### <方 針>

###### ○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身生活や行動を省み、いじめを抑止する。

###### ○体験学習の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命尊重、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、幼保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

###### ○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。（グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等）
- ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取り組みを児童主体で行う。（「自他のいいこと見つけ」啓発活動）
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関と連携を図り、速やかな解決に努める。

###### ○保護者や地域への働きかけ

- ・授業参観・懇談会、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・表札訪問や個人面談等で、児童の様子について情報を共有する。
- ・PTA理事会や保護者懇談会、学校運営協議会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換の場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

## (2) いじめの早期発見のための取組

### (いじめの早期発見)

- 1 市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。
- 2 子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。
- 3 教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

### <方 針>

#### ○日々の観察

- ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「子どもたちがいるところには教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口（教育相談日）があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

#### ○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### ○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者は日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### ○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーの活用

#### ○いじめ実態調査（なかよしアンケート）

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月実施する。
- ・実施に当たっては、生活アンケートの中に入れて調査し、実態の早期発見に努める。

## 5 いじめへの初期対応（第13条）

（いじめへの初期対応）

- 1 いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導をすること
- 2 いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること
- 3 いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること

### ○正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

### ○指導体制、指導方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

### ○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

### ○保護者との連携

- ・いじめの事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

### ○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

### ○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。

## 6 インターネットを通じて行なわれるいじめへの対策（第11条）

（インターネットのいじめの対策）

- 1 市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。
- 3 市は、全項2項の対策を支援しなければならない。
- 4 保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

＜方 針＞

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（児童、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。

## 7 八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第12条）

（小中一貫教育におけるいじめへの対策）

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

＜方 針＞

八幡中学校ブロックで、次のことを行う。

○教職員間での情報の共有

定期的な職員の交流（授業公開、授業交流）や情報の共有（合同研修会・個別支援ファイルの活用）を行なうことで、いじめの防止等に取り組む。

- ・小中一貫教育合同研修会（全体会・3部会）（夏季休業日）
- ・小中連絡会

○児童生徒の交流活動

- ・八幡中3 days（中学2年生が小学校へ）
- ・小中ジョイント教室（年1回）

## 8 重大事態（第15条）

（重大事態の対処）

- 1 市立学校は、校内対策委員会による調査を行なうとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して、直ちに市長に報告すること。

（※資料3 フロー図参照）

### （1）重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第28条）

### （2）重大事態への学校の取組方針

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 当該事案について、校内いじめ対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と協力して調査も行なっていく。
- ③ 上記調査について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 9 いじめ問題への組織的対応図

